

# 【居宅介護支援重要事項説明書】

（令和6年4月1日現在）

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0480-61-8561

管理者 山本 涼子

※ ご不明な点わからないこと等、いつでもご相談下さい。

## 2 事業者（法人）の概要

名 称	医療法人徳洲会
所 在 地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
代表者(職名・氏名)	理事長 東上 震一
電 話 番 号	06-6346-2888

## 3 当事業所の概要

### （1）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	医療法人徳洲会 加須ふれあい介護相談所
所 在 地	埼玉県加須市下三俣 1790-1
介護保険指定番号	居宅介護支援（埼玉県第1173801513号）
サービス提供実施地域	旧加須市 羽生市

※上記以外の地域の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

### （2）当事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤 介護支援専門員を兼務）

### （3）営業時間

平 日（月～金）	8:30～17:00
土・日・祝祭日	休み

※ 年末年始（12月31日～1月3日）はお休みとなります。

※ 緊急連絡先 0480-61-8561

## 4 利用料金

### （1）利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

基本料金（居宅介護支援費） \*新地域区分6級地（10.42円）がかかります。

要介護1・2の方	11,316円
要介護3～5の方	14,702円

居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

\*算定要件

- ①モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。
- ②居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

加算料金

初回加算	3,126円
------	--------

\*算定要件

次のいずれかに該当していること。

- ①新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ②要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画を作成する場合。
- ③要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

通院時情報連携加算	521円
-----------	------

\*算定要件

利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

複数回実施しても1回分の請求。

入院時情報連携加算	(I)	2,605円
	(II)	2,084円

\*算定要件

- (I) 入院前もしくは入院日に情報提供（提供方法は問わない）  
(II) 入院日から3日以内（入院日は除く）に情報提供（提供方法は問わない）  
※ (I) (II) 同時算定不可  
※ 該当日が営業日以外だった場合はその翌日となる。

退院・退所加算	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,689円	6,252円
連携2回	6,252円	7,815円
連携3回	×	9,378円

\*算定要件

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面接を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

ただし、「連携3回」算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定不可。

居宅緊急時カンファレンス加算	2,084円
----------------	--------

\*算定要件

病院等の求めにより医師・看護師等と共に居宅を訪問して話し合いを行い、サービスの調整を行った場合。

(2) 交通費

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

事業の実施地域以外の方についても、事業の実施地域を越える地点からご自宅までの介護支援専門員がお訪ねする交通費については特に徴収しておりません。

(3) 解約料

基本的にいつでも契約を解約する事ができ、一切料金はかかりません。

ただし利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合（アセスメント実施後）	4の(1) 基本料金に準ずる
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合（アセスメント実施前）	料金は一切かかりません

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

## 6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償手続きを行います。

## 7 高齢者虐待防止の推進

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げるとおり、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または居宅サービス事業者及び養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

※上記のことが行われなかつた場合、高齢者虐待防止未実施減算（所定の単位数の1/100の減算）

虐待防止に関する担当者	管理者：山本涼子
-------------	----------

## 8 身体拘束等への適切な対応

当事業所は、身体拘束等を利用者様等がその人らしい生活を営むことを阻害する行為とし、生命または身体の保護のために緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない行為とします。

- (1) 事業所として指針を整備します。
- (2) 緊急やむを得ない場合についてもその理由と経過を記録し、代替方法の検討を行い、早期に解除できるように取組みます。
- (3) 職員の研修を定期的に実施します。
- (4) 身体拘束等の適正化のための委員会を3か月に1回以上開催します。

※上記のことが行われなかつた場合、身体拘束廃止未実施減算（所定の単位数の1/100の減算）

## 9 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

介護保険の趣旨に基づき、高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう総合的に支援し、家庭並びに地域社会との結びつきを重視した運営を行う。

### (2) サービス利用の流れ

- ① 契約の締結
- ② 保険者への届出
- ③ アセスメント実施
- ④ 居宅サービス計画作成
- ⑤ サービス事業者とのサービス調整
- ⑥ モニタリング
- ⑦ 介護保険更新代行申請

### (3) 居宅介護支援実施概要等

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン方式
介護支援専門員への研修の実施	○	年4回研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客さまのご都合により 解約した場合の解約料	○	前記4の（3）参照

### 1.0 居宅支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の身心又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は入院医、歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めるすることができます。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

\*当事業所の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

### 1.1 サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当： 加須ふれあい介護相談所 相談係 山本 涼子 TEL 0480-61-8561

## ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

お住まいの各市町村の介護保険相談窓口までお問い合わせ下さい。

埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）	TEL	048-824-2568
加須市役所（福祉部高齢介護課介護保険担当）	TEL	0480-62-1111
大利根総合支所（市民福祉健康担当）	TEL	0480-72-1317
騎西総合支所（市民福祉健康担当）	TEL	0480-73-1111
北川辺総合支所（市民福祉健康担当）	TEL	0280-61-1204
羽生市役所（高齢介護課介護保険係）	TEL	048-561-1121

## 1.2 ハラスメントについて

ハラスメントについての規定を定め、対応します。研修等に計画的に参加し、適切な対応ができるように努めます。

利用者またはその家族から事業所職員またはサービス事業所職員がハラスメント（その疑いがある行為）を受けた場合は、利用中止等を含めた対応をさせていただきます。

例えば、暴言・暴力、性的発言・行為、相手の尊厳を傷つける発言等を指します。

## 1.3 衛生管理・感染予防について

感染防止等に関する指針を作成し、感染症対策についての会議を定期的に開催します。

研修の参加や訓練を実施して、感染症の予防及び蔓延防止に努めます。感染症の拡大等が発生した場合も、支援が継続できるよう計画を作成し、研修と訓練を実施します。

## 1.4 事業継続への支援について（自然災害等、感染症の拡大）

自然災害等が発生した場合においても、利用者が継続して指定居宅介護支援を受けられるように業務継続計画の作成と研修、訓練(シミュレーション)を行います。

また、行政や地域の事業所との協力体制を構築するなど有事への備えを行います。

※上記のことが行われなかった場合、業務継続計画未実施減算（所定の単位数の1/100の減算）

## 1.5 その他

【重要事項説明書】の事業所の概要等に変更が生じた場合、隨時書面にてお知らせいたします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、居宅介護支援重要事項説明書を受領し、これらの内容について担当者による説明を受けこれらの内容を十分に理解したうえで同意します。

令和           年           月           日

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〈家族代表〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

説明及び担当者

医療法人徳洲会 加須ふれあい介護相談所所属

介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 印